

GFP登録規約

平成30年8月31日

一部改正 平成31年2月20日

GFP事務局

GFPの登録は、本規約に同意の上、お申し込み下さい。

なお、本規約は、必要に応じて、事前の予告なしに変更されることがありますので、御了承ください。

(目的)

1. GFP登録規約は、農業者、林業者、漁業者等の生産者及びその団体、食品事業者、流通業者、物流業者等の事業者、地方公共団体等（以下「生産者等」という。）がGFPに登録を行うに当たり、遵守すべき事項を定めるものです。

(登録要件)

2. 登録に当たっては以下の要件（地方公共団体にあつては、（1）を除く。）を満たす、生産者等であることが必要です。
 - (1) 日本国内に拠点をもち事業を行っている生産者等であること。
 - (2) 農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組むことへの決意表明としてGFP宣言を行うこと。
 - (3) GFP登録者として、名称（社名、団体名等）、住所、業種等がGFPコミュニティサイトで広く公表されることを了承すること。
 - (4) GFP登録者間において会社名、部署名、住所、業種、生產品目、取扱商品、営業エリア等の情報（個人の場合にあつては、氏名、業種、生產品目、取扱商品、営業エリア等の情報）が開示されることを了承すること。
 - (5) 送受信可能なメールアドレス及び連絡のとりやすい電話番号を有し、随時GFP事務局と連絡可能であること。
 - (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること。
 - ② 反社会的勢力に該当しなくなった時から5年を経過していないこと。
 - ③ 利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(取組内容)

3. GFPでは、生産者等が輸出を進める上で、必要な情報や支援を確実に得られるよう、GFPに登録した生産者等（以下「GFPメンバー」という。）に、輸出に役立つ情報を提供する取組を行います。

その中には、GFPメンバーに対する輸出診断、訪問診断及びマッチングのためのサービスが含まれますが、GFPメンバーは、これらの個別のサービスを利用する場合は、それぞれのサービスに係る規約に合意することとします。

(個人情報の利用目的)

4. GFPメンバーから御提供を受けた個人情報を含むその他の登録情報を、以下の目的に利用します。

- (1) 輸出診断及び訪問診断
- (2) GFP登録者同士のマッチングサービス
- (3) 輸出に関連する情報及び効果的な支援策についての情報提供
- (4) その他、GFP事務局が必要と判断したサービス

(登録手続)

5. GFPへの登録を希望する者は、GFPの登録フォームから、必要な項目に記入し、お申し込みいただきます。

(ロゴマーク)

6. GFP の認知度を高めるとともに登録者の連帯感を高めるため、GFPのロゴマークを設けています。本ロゴマークについて、名刺への貼付等の利用を希望するGFPメンバーは、あらかじめ、使用の目的、用途につきGFP事務局に申請し、承認を得てください。なお、本ロゴマークを商品に貼付することはできません。

(機密保持)

7. GFPメンバーは、GFPメンバー間で共有された個別企業の情報について、あらかじめ合意された場合を除き、第三者に開示、公表又は漏洩しないようしてください。

(個人情報の取扱)

8. GFP事務局が入手したGFPメンバーに係る個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）に基づき適切に管理します。GFP事務局の業務に関係する農林水産省、経済産業省、財務省及びその地方出先機関、地方公共団体、独立行政法人、日本貿易振興機構、並びに農林水産省から委託を受けた民間事業者において当該個人情報を取り扱う場合も同様といたします。

(登録の抹消)

9. GFPの登録の抹消を希望するGFPメンバーは、「登録抹消届出書」を、GFP事務局に提出することにより、登録を抹消することができます。登録が抹消された時点で、届出者はGFPメンバーではなくなります。

(登録の取消し)

10. GFP事務局は、GFPメンバーが次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことがあります。
- (1) 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められたとき。
 - (2) 虚偽の情報を提供するなど、GFPメンバー、GFP事務局又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められたとき。
 - (3) 2. の登録要件を満たさなくなったと認められたとき。
 - (4) 本規約に違反したと認められたとき。

(変更の届出)

11. GFPメンバーは、登録時にGFP事務局に提供した以下の情報に変更があったときは、GFP事務局にその変更内容を届け出てください。
- (1) 会社名
 - (2) 代表者名
 - (3) 担当者名
 - (4) 担当者の連絡先(住所、電話番号及びメールアドレス)

(規約の改正)

12. 登録規約は、必要に応じて、事前の通知なく改正される場合がありますので御了承ください。

附 則

本規約は平成30年8月31日から施行する。

附 則

本規約の一部改正は平成31年2月20日から施行する。